

# J-STAGE Data システム利用規約

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」といいます。）は、下記に定める条件（以下「本利用規約」といいます。）に従い、利用機関（第2条に定義します。）に対し、機構のデータリポジトリシステム（以下「J-STAGE Data」といいます。）により科学技術刊行物関連データ（第2条に定義します。）の国内外への情報発信・流通基盤を提供します（以下「本サービス」といいます。）。

## 記

### （本サービス）

#### 第1条

機構は、本サービスとして、科学技術刊行物関連データの J-STAGE Data への登載、科学技術情報発信・流通総合システム（以下「J-STAGE」といいます。）との相互リンクの構築、及びこれらに関連・付随するサービスを提供することにより、我が国の科学技術刊行物関連データの国内外への情報発信及び流通を促進し、またオープンアクセスを推進することによりオープンサイエンスの基盤とすること（以下「本サービス目的」といいます。）を目指します。

### （定義）

#### 第2条

本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- （1）「発行機関」とは、科学技術刊行物を発行し、若しくは発行を予定する学協会、国立試験研究機関、研究開発又は研究開発支援を目的とする独立行政法人、財団並びに企業等の団体をいいます。
- （2）「利用機関」とは、発行機関のうち、機構から本サービスの利用承認を得た団体をいいます。
- （3）「科学技術刊行物」とは、発行機関が発行する科学技術（人文科学・社会科学を含みます。）に関する論文雑誌、予稿集、技術報告書、調査資料等の逐次刊行物をいいます。
- （4）「オープンアクセス」とは、インターネット上に論文等を無料公開し、二次的利用の範囲に関するライセンス情報を明記することで、誰もが障壁なくアクセスできることをいいます。

ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティブ（BOAI）では、以下の通り定義しています。

「公衆に開かれたインターネット上において、無料で利用可能であり、閲覧、ダウンロード、コピー、配布、印刷、検索、論文フルテキストへのリンク、インデクシングのためのクローリング、ソフトウェアヘデータとして取り込み、その他合法的目的のための利用が（中略）財政的、法的または技術的な障壁なしに誰もが許可されること」

(出典：<https://www.budapestopenaccessinitiative.org/boai-10-translations/japanese-translation-1>)

- (5) 「科学技術刊行物関連データ」とは、科学技術刊行物に掲載された記事に関連する、研究成果論文の根拠となった研究データ、記事を補足する図表等のデータをいいます。
- (6) 「登載データ」とは、J-STAGE Data に登載された科学技術刊行物関連データをいいます。
- (7) 「メタデータ」とは、登載データを特定するために作成される、データのタイトル、著者名及び著者関連情報、発行年、デジタルオブジェクト識別子 (DOI)、キーワード等の情報をいいます。
- (8) 「ライセンス情報」とは、登載データに付されている利用条件を表す情報 (クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等) をいいます。
- (9) 「法令等」とは、法律、制令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制を総称していいます。

## (利用申請)

### 第3条

1. 本サービスの利用を希望する発行機関は、本利用規約のすべての内容を承諾の上、機構の定める様式・方法に従い、機構に対し、発行する科学技術刊行物ごとに本サービスの利用の申請 (以下「利用申請」といいます。) を行うものとします。
2. 機構は、発行機関による前項の利用申請に対し、発行機関及び発行する科学技術刊行物が以下の各号の要件 (以下「利用要件」といいます。) を全て満たしていると判断した場合には、これを承認するものとします (以下、かかる承認を「利用承認」といいます。)
  - (1) J-STAGE を利用する発行機関であり、登載データにかかる科学技術刊行物を J-STAGE 上で公開しているか又は公開を予定していること
  - (2) 継続的に科学技術刊行物を発行し、これに関連したデータを J-STAGE Data に登載する体制及び J-STAGE Data のシステムを利用する動作環境が整っていること
  - (3) J-STAGE Data で登載データを公開する主たる目的の一つが営利目的ではないこと
  - (4) 登載データのオープンアクセスの実現に積極的に取り組めること
  - (5) 登載データの内容が第6条第1項に該当していないこと
  - (6) 第15条及び第16条に違反していないこと
  - (7) 利用申請において虚偽の申告がないこと
3. 機構は、利用申請を行った発行機関に対して、機構所定の方法で承認・不承認の判断結果を通知するものとします。このとき機構は、判断結果の理由を発行機関に開示する義務を負いません。発行機関は、機構の判断結果について異議を述べることはできないものとします。
4. 機構は、利用承認に際して利用機関に ID 等の認証情報を発行するものとします。
5. 利用機関は、利用要件のいずれかを満たさなくなった場合には、直ちに機構にその内容を通知し、機構の指示に従うものとします。

## (登載データ)

### 第4条

1. 登載データは、J-STAGE で公開される科学技術刊行物の記事に関連する、研究成果論文の根拠となった研究データ、記事を補足する図表等のデータでなければなりません。公開予定のデータ又は当該データに関連させる記事の査読・審査などの公開準備期間中の J-STAGE Data への登載も認められるが、当該記事が公開にいたらなかった場合は、速やかに登載したデータを J-STAGE Data から削除しなければなりません。
2. 利用機関は、登載データと同時に、当該データに関するメタデータを J-STAGE Data に登載し、公開しなければなりません。
3. 登載データには、DOI が付与されるものとし、利用機関及び機構はその安定的な保管に努めるものとしします。
4. 利用機関は、登載データ及びそのメタデータについて、公開後は削除できないものとしします。この場合、利用機関は、修正版として新たにデータを J-STAGE Data に登載して公開するか、又はデータ削除の旨を表示しなければなりません。
5. 登載データ又はメタデータに含まれる個人情報、及びシステムの利用者情報に含まれる個人情報は、J-STAGE Data が利用するプラットフォーム figshare を運営する英国 Digital Science 社が定めるプライバシーポリシー (<https://figshare.com/privacy>) に基づき、同社が管理するものとしします。

## (科学技術刊行物関連データの登載)

### 第5条

1. 利用機関は、本サービスの利用が可能となり次第、発行する科学技術刊行物に関連するデータを適時に J-STAGE Data に登載するよう努めるものとしします。
2. 利用機関は、登載に際しては、登載データ及びそのメタデータに誤りがないよう、正確な入力に努めるものとしします。
3. 利用機関は、登載データ又はメタデータの内容に誤りが発見された場合は、速やかに正しい内容に情報を修正しなければなりません。
4. 利用機関は、登載データについて、J-STAGE に登載された科学技術刊行物の記事とのリンク付けを行わなければならないものとしします。

## (登載の禁止)

### 第6条

1. 利用機関は、公開する科学技術刊行物関連データに次の各号に該当する情報が含まれる場合、当該情報を J-STAGE Data に登載してはならないものとしします。
  - (1) J-STAGE に登載された科学技術刊行物に関連しないもの
  - (2) 機構又は第三者の著作権、著作者人格権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、営業秘密その他の権利、利益を侵害し、又はそのおそれがあるもの
  - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの

- (4) 詐欺、脅迫、信用棄損、名誉棄損、公職選挙法違反その他法令に違反し、又はそのおそれがあるもの
  - (5) 過剰な性描写、残酷な表現、犯罪を誘発する表現、差別表現を含むもの
  - (6) 特定の政党への支持獲得その他政治活動を主たる目的とするもの
  - (7) 特定の宗教への勧誘を目的とするもの
  - (8) 広告又は宣伝目的のもの
  - (9) 公表することにより外国為替及び外国貿易法その他の法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの
  - (10) その他、機構が本サービス目的に照らし不適切であると判断するもの
2. 利用機関は、自身の登載データ又はそのメタデータに前項各号のいずれかに該当する情報が含まれていることを知った場合、直ちに当該情報を登載データ及びメタデータから削除するとともに、その旨を機構に報告し、機構の指示に従うものとします。
  3. 機構は、登載データ又はそのメタデータに第1項各号のいずれかに該当する情報が含まれていると判断した場合は、当該情報を登載した利用機関に対して事前に通知することなく、当該情報を含む利用機関による登載データ又はメタデータの全部又は一部を J-STAGE Data から削除することができるものとします。

### (登載データの公開)

#### 第7条

1. 利用機関は、登載データ及びそのメタデータを無償で一般公開しなければなりません。ただし、登載データ又は登載データに関連させる記事の査読・審査などのための公開準備期間については、公開の猶予又は公開対象者の限定を行うことができるものとします。
2. 利用機関は、登載データの二次利用に関するライセンス情報を表示しなければなりません。
3. 利用機関は、登載データ及びそのメタデータについて、データベースや検索サイト等の第三者が複製し、再利用することを無償で許諾するものとします。

### (登載データの権利)

#### 第8条

1. 機構及び利用機関は、J-STAGE Data に利用機関の科学技術刊行物データが登載されることによって、当該科学技術刊行物関連データの著作権を含むすべての権利が機構に譲渡されることはなく、当該権利は、著者又は利用機関その他従前の権利者に留保されることを確認するものとします。
2. 利用機関は、機構に対し、本サービスを利用して科学技術刊行物関連データを J-STAGE Data に登載・公開すること、本利用規約に基づき第三者が登載データを利用することがそれぞれ著作権、著作者人格権、著作隣接権、営業秘密その他の一切の権利、利益を侵害するものでないこと、登載データ及びそのメタデータの利用を機構に許諾する有効な権限を保有していることを表明し、保証するものとします。
3. 利用機関は、機構による本利用規約に基づく登載データ及びそのメタデータの一切の利用に対し、著作者をして著作者人格権を行使させないものとします。

## (費用負担等)

### 第9条

利用機関は、本サービスを機構が定める一定の範囲内において無償で利用することができます。本サービスを利用するために必要となるコンピュータ、インターネット回線等は、全て利用機関の責任と負担において用意するものとし、本サービスの利用に伴い発生する通信費用その他の費用は、全て利用機関が負担するものとし、

## (認証情報の管理)

### 第10条

1. 利用機関は、本サービスを利用する際に機構から発行されたID等の認証情報を自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者に利用させてはならず、また、譲渡、貸与、提供等してはならないものとし、
2. 利用機関は、ID等の認証情報が第三者に漏えいした場合又はそのおそれがある場合、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとし、
3. 機構は、前項の報告がない限り、利用機関のID等の認証情報を用いて本サービスが利用された場合、当該認証情報に対応する利用機関自身により利用されたものとして取り扱えば足りるものとし、

## (J-STAGE Data の権利等)

### 第11条

1. J-STAGE Dataに関する一切のプログラム、ソフトウェア、データベース及び各種マニュアル等の著作物に関する著作権その他の知的財産権は、全て機構又は英国 Digital Science 社その他機構に利用を許諾する権利者に帰属します。
2. 利用機関は、前項の著作物を次の各号のとおり扱うものとし、
  - (1) 本利用規約に従って本サービスを利用するために必要な限度でのみ利用すること
  - (2) 機構からあらかじめ書面により許諾された範囲を超えて、複製、改変、編集、頒布その他の利用を行わないこと
  - (3) 著作権表示、商標表示その他の権利管理情報について、削除又は変更しないこと

## (本サービス提供の停止等)

### 第12条

機構は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事前に J-STAGE Data 上に予告して、本サービスの一部又は全部について、提供の中断又は停止をすることができるものとし、ただし、緊急を要する場合には、予告なしに行うことができるものとし、

- (1) J-STAGE Data の保守点検を行う場合
- (2) J-STAGE Data に障害が発生した場合
- (3) アクセスの集中等により、利用を制限する必要性が生じた場合
- (4) その他、本サービスの提供の停止又は休止を要する事由が生じた場合

### (機構による本サービス提供の終了)

#### 第13条

1. 機構は、理由の如何を問わず、利用機関に対し、1年前までに通知することにより、本サービスの提供を終了することができるものとします。
2. 機構は、本サービスの提供終了後も、登載データ及びそのメタデータについて、継続して保存し、公開できるよう努めるものとします。

### (利用機関による本サービスの利用の終了)

#### 第14条

1. 利用機関は、6ヶ月前までに機構に書面で通知することにより、いつでも本サービスの利用を終了することができるものとします。
2. 利用機関は、本サービスの利用の終了後も、既に公開されている登載データ及びそのメタデータの公開を継続し、公開されていない登載データ及びそのメタデータはJ-STAGE Data から削除しなければなりません。既に公開されている登載データを他のサイトに移行して公開する場合には、DOIを引き継げるよう機構と調整を行うこととします。
3. 利用機関は、本サービスの利用の終了後、再度本サービスの利用を希望する場合には、改めて機構の利用承認を得なければなりません。

### (禁止事項・使用制限)

#### 第15条

利用機関は、本サービスの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 科学技術刊行物関連データの国内外への情報発信及び流通を行う以外の目的での本サービスの利用
- (2) J-STAGE Data に対し、不正にアクセスすること
- (3) J-STAGE Data の管理及び運営を妨害すること
- (4) J-STAGE Data に対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること
- (5) J-STAGE Data に関し、逆アセンブル、逆コンパイル等のリバースエンジニアリングを行うこと
- (6) 機構に対し、虚偽の申請、通知、報告等を行うこと
- (7) 法令等若しくは公序良俗に違反する行為をすること
- (8) その他、J-STAGE Data の運用又は機構の事業に支障を及ぼす行為をすること

### (反社会的勢力等の排除)

#### 第16条

1. 利用機関は、自己若しくは自社又はその所属員若しくはその役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他集团的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある

団体若しくはかかる団体の構成員又はこれらに準ずると判断される者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 利用機関は、反社会的勢力等と次のいずれの関係にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力等が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - (2) 反社会的勢力等が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力等を利用したと認められること
  - (4) 反社会的勢力等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (5) その他反社会的勢力等と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

### （利用承認の取消し等）

#### 第17条

機構は、利用機関が以下の各号に該当する場合その他本利用規約に違反した場合は、当該利用機関に対し、利用承認の取消し、利用の停止、制限又は終了等、機構が必要と認められる措置を取ることができるものとします。

- (1) 利用機関が利用要件を充たさなくなった場合
- (2) 利用機関が利用承認の取得後1年を経過しても、J-STAGE Data に科学技術刊行物関連データの掲載を行わない場合
- (3) 利用機関が第15条各号に掲げる行為を行った場合又は行うおそれがあると認められる場合
- (4) 利用機関が第16条の確約に違反した場合

### （利用規約の改正）

#### 第18条

機構は、合理的に必要と判断したときは、本利用規約の全部又は一部を改正することができるものとします。本利用規約の改正を行う場合、効力発生時期を定めてJ-STAGE Data 上への掲載その他機構が適当と認める方法で、事前にその内容を周知するものとします。

### （免責事項等）

#### 第19条

1. 機構は、本サービスに関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、法的権利、商品性、権利侵害の有無、特定の目的のための適合性を含む全ての事項について、利用機関に対し、何ら保証を行わないものとします。

2. 利用機関は、自己の責任と判断に基づいて本サービスを利用するものとし、本サービスの利用によって利用機関に損害が発生しても、機構は何ら責任を負うものではありません。また、次の各号の事由により、登載データの滅失・毀損、本サービスの利用の制限・停止等により利用機関に損害が発生しても、機構は何ら責任を負うものではありません。ただし、機構の故意又は重過失により生じた損害を除きます。
  - (1) 地震、火災、戦争、破壊行為等の天災ないしは人災等が発生したとき
  - (2) システムへの妨害・侵入若しくは情報改変又はシステム機器等の障害若しくは瑕疵等が生じたとき
  - (3) 外部連携先等におけるシステムの仕様や状態又はシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により、送信又は受信された情報に不達・不整合等が生じたとき
  - (4) J-STAGE Data の利用形態又は仕様の変更・停止等が行なわれたとき
3. 第6条第3項による登載データの削除及び第17条による利用承認の取消し等の措置を行うこと、並びに第12条による本サービスの中断又は停止及び第13条による本サービスの終了により利用機関に損害が発生しても、機構の故意又は重過失による場合を除いて機構は何ら責任を負うものではありません。
4. 利用機関は、登載データが第三者の権利・利益を侵害する等、利用機関による本サービスの利用により第三者との間で紛争が生じた場合、利用機関の費用と責任でこれを解決するものとし、機構に迷惑や損害を一切及ぼさないものとします。
5. 利用機関が本利用規約に違反して機構に損害を発生させたときは、利用機関は機構にその損害を賠償するものとします。

### (守秘義務)

#### 第20条

1. 本利用規約において、秘密情報とは、文書による場合であるか否かを問わず、本サービスに関連して機構又は利用機関が相手方から秘密情報として開示を受けた情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
  - (1) 他の当事者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
  - (2) 他の当事者から開示された後、自らの責によらず公知となったもの
  - (3) 他の当事者から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの
2. 各当事者は、秘密情報について秘密として保持し、当該秘密情報を提供した当事者の書面による同意なくして、第三者にこれを漏洩又は開示してはならないものとします。
3. 各当事者が、法令、規則等により秘密情報の開示を要求された場合、相手方に対し、その旨を直ちに通知の上、開示が必要とされる最小限度において秘密情報を開示することができるものとします。



(準拠法及び管轄)

**第 21 条**

本利用規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。また、本サービスの利用に関する発行機関又は利用機関と機構との間の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。